

## 会議録署名議員及び選挙立会人について

### 1 これまでの扱い

申し合わせにより、次のとおり行っている。

#### (1) 署名議員（会議規則第102条により3名）

- ・5名以上の会派が2つの場合  
→第1会派から2名、第2会派から1名の計3名を議席番号順に指名する。
- ・議長、副議長は含まない。
- ・予備は、次の順番の者になる。
- ・もし、予備の者が署名議員となった場合は、当初の予定者については次回、署名議員となる。

#### (2) 選挙立会人（会議規則第24条により2名以上）

- ・5名以上の会派が2つの場合  
→第1会派と第2会派の議員が、議席番号順にそれぞれ1名ずつ立ち会う。
- ・四港議員、選挙管理委員及び同補充員選挙も同様である。
- ・予備は、次の順番の者になる。

### 2 改選年の最初の定例会（平成27年第2回定例会）の場合のみ

5名以上の会派に属する2期以上の議員から、議席番号順に次のとおり指名する。

- ・5名以上の会派が2つの場合

	新政みえ		自民党
会議録署名議員	下野 幸助（2期）	田中 智也（2期）	石田 成生（2期）
議長選挙立会人	藤根 正典（2期）		中村欣一郎（2期）
副議長選挙立会人	小島 智子（2期）		村林 聡（3期）
四港議員選挙立会人	彦坂 公之（2期）		小林 正人（3期）

### 3 上記以外の場合

5名以上の会派に属する1期の議員から議席番号順に指名する。

署名議員と選挙立会人は、それぞれ議席番号順に指名していくことから、同じ議員が指名される場合がある。